

小規模多機能型居宅介護事業所
おうみの里ほたる
重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護事業所
おうみの里ほたる

小規模多機能型居宅介護事業所おうみの里ほたるについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがございましたら、ご遠慮なく質問をしてください。

1. 小規模多機能型居宅介護事業所を運営する事業者について

事業者名称	株式会社まごころ
	滋賀県甲賀市水口町山 3938-41 電 話 (0748) - 63 - 5730 FAX (0748) - 63 - 5560

2. サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	おうみの里ほたる
管理者名	富永 友子
介護保険指定事業者番号	指定No. 2590700254
事業所所在地	滋賀県守山市播磨田町3058番地
連絡先	電 話 (077) 582 - 4705 FAX (077) 582 - 4745
相談担当者名	担 当 富永 友子
事業所の通常の事業実施地域	守山市 ※守山市以外の地域の方は原則として利用できません。

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援者又は要介護者について、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、通いサービスを中心に、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスの提供を行います。
運営方針	・当事業所の職員は、要支援者又は要介護者となったご利用者が、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復や、要支援者又は要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ります。 ・本事業の実施にあたっては、守山市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 ・上記の他、関係法令、省令、告示の主旨並びに市が実施する事業の内容に沿った運営を図ります。

(3) 登録定員について

登録定員 29 名（サービスの利用は通いサービス 1 日あたり 15 名）
 （宿泊サービス 1 日あたり 8 名）

(4) 施設の概要

居室等	宿泊室 デイリーム 台所 浴室	設備等	火災通報装置 自動火災報知設備 スプリンクラー設備 オール電化・床暖房
-----	--------------------------	-----	--

(5) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	年中無休
通いサービス	(基本時間) 8 時～21 時まで
訪問サービス	(基本時間) 24 時間
宿泊サービス	(基本時間) 21 時～8 時まで

※但し、緊急時及び必要時においては、基本時間に捉われることなく柔軟に「通い」及び「宿泊」サービスを提供します。

(6) 事業所窓口の受付日及び受付時間（但しご都合により曜日、時間の調整をいたします）

受付日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
受付時間	9 時 00 分～17 時 00 分

(7) 事業所の職員体制（令和 6 年 9 月 1 日現在）

職種	職務内容	人員
管理者	事業を代表し業務の総括にあたります。	1 名
居宅介護支援専門員	ご利用者及びご家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等の他関係機関との連絡、調整を行います。	1 名
看護職員	ご利用者の健康状態を把握するとともに、ご利用者の主治の医師等の関係医療機関との連携を行います。	3 名以上
介護職員	小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、ご利用者に対し、必要な介護及び日常生活上の世話、支援を行います。	15 名以上

※法令の範囲内において兼務及び非常勤を含むものとします。

3. 提供するサービスの内容と利用料金について

(1) 提供するサービスの内容について

ア 通いサービス

事業所にて、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③ 排泄

- ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ご利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ・サービスを実施するために必要な水道、ガス、電気、電話の費用及び、その他必要な実費

（ご利用者のための食料品・日用品等の物品の購入、公共交通機関・医療機関・その他各種サービスの利用に係る費用）は負担していただきます。

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。

(2) サービス利用料金について

本事業所におけるサービス料金は、介護保険法に基づく介護報酬単位数に地域単価を乗じて算出します。当該地域の単価は 1 単位=10.33 円です。

以下の料金表は、この単価を基準に算出した金額を記載しています。

ア 介護度に応じた 1 ヶ月単位の包括自己負担費用の額

・1 ヶ月の利用料（介護保険負担割合 1 割の場合）

要介護 1	1 0 , 8 0 4 円	要支援 1	3 , 5 6 4 円
要介護 2	1 5 , 8 7 8 円	要支援 2	7 , 2 0 2 円
要介護 3	2 3 , 0 9 7 円		
要介護 4	2 5 , 4 9 2 円		
要介護 5	2 8 , 1 0 7 円		

1 単位=10.33 円

・1ヶ月の利用料（介護保険負担割合2割の場合）

要介護1	21,607円	要支援1	7,128円
要介護2	31,755円	要支援2	14,404円
要介護3	46,194円		
要介護4	50,983円		
要介護5	56,214円		

1単位=10.33円

・1ヶ月の利用料（介護保険負担割合3割の場合）

要介護1	32,410円	要支援1	10,692円
要介護2	47,632円	要支援2	21,606円
要介護3	69,291円		
要介護4	76,474円		
要介護5	84,321円		

1単位=10.33円

- ※ 月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。
- ※ 月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を示します。
 - ・登録日…ご利用者が当事業所の通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを利用開始した日
 - ・登録終了日…ご利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただく場合もございます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ ご利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
(下記(2)ウ①及び②参照)
- ※ ご利用者の介護認定に変更があった場合、変更に応じてご利用者の負担額が変更となります。
- イ 緊急時における短期利用や宿泊への対応（短期利用居宅介護）
 - ※ 宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

介護度に応じた 1 日単位の自己負担費用の額

・1日の利用料（介護保険負担割合 1割の場合）

要介護 1	5 9 1 円	要支援 1	4 3 8 円
要介護 2	6 6 2 円	要支援 2	5 4 9 円
要介護 3	7 3 3 円		
要介護 4	8 0 3 円		
要介護 5	8 7 1 円		

・1日の利用料（介護保険負担割合 2割の場合）

要介護 1	1,182 円	要支援 1	876 円
要介護 2	1,323 円	要支援 2	1,097 円
要介護 3	1,465 円		
要介護 4	1,606 円		
要介護 5	1,742 円		

・1日の利用料（介護保険負担割合 3割の場合）

要介護 1	1,773 円	要支援 1	1,314 円
要介護 2	1,984 円	要支援 2	1,646 円
要介護 3	2,197 円		
要介護 4	2,408 円		
要介護 5	2,613 円		

※ 登録者の数が登録定員未満である事。

※ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合である事。

※ 利用の開始にあたって、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定める事。

※ 指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていない事。

※ 指定基準に定める従業者の員数を置いている事。

以上の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用できます。

ウ 加算料金について

①加算料金 I （一日につき加算、30日まで）

加算対象	料金	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
初期加算	309 円	31 円	62 円	93 円

※小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

②加算料金 II (一ヶ月につき)

・ご契約者個人別に適用される項目

加算対象	料金	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
認知症加算III	7,850円	785円	1,570円	2,355円
認知症加算IV	4,751円	476円	951円	1,426円
若年性認知症 利用者受入加算	8,264円	827円	1,653円	2,480円

※ 主治医による認知症の診断において、日常生活自立度に該当される場合、日常生活自立度 III・IVまたはMに該当される場合上記III、IVのいずれかに算定され、また、若年性認知症利用者に対して介護を行った場合には若年性認知症利用者受入加算を算定、それぞれに自己負担が必要となります。

③加算料金 III (一ヵ月につき)

加算対象	料金	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
看護職員配置 加算III	4,958円	496円	992円	1,488円

※ 看護職員を常勤換算方法で一名以上配置していることによる加算されます。

④加算料金 IV (一ヶ月に付き)

加算対象	料金	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
サービス提供 体制強化加算II	6,611円	662円	1,323円	1,984円

※ 介護従業者の総数の内、介護福祉士の資格を持つ者の占める割合が100分の50以上あることにより加算されます。

⑤加算料金 V (一ヵ月に付き)

加算対象	料金	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
訪問体制強化 加算II	10,330円	1,033円	2,066円	3,099円

※ 従業員の配置と事業所における延訪問回数が1ヵ月あたり200回以上であることでその月について加算されます。

⑥加算料金 VI (一ヵ月に付き)

加算対象	料金	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
総合マネジメント 体制強化加算II	8,264円	827円	1,653円	2,480円

※ 計画について、介護職員や看護職員等の他職種協働により隨時見直しを行なう事と、日常的に地域との交流を図り地域の活動等へ積極的に参加することで加算されます。

⑦加算料金 VII (一ヵ月に付き)

加算対象	料金	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
科学的介護推進 体制加算	413円	42円	83円	124円

※ ケアの質の向上、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組を推進するために事業所内のデータを提出しフィードバックを受ける事への評価として加算されます。

⑧加算料金 VIII (一日に付き) 短期利用居宅介護の利用について

加算対象	料金	負担割合(1割)	負担割合(2割)	負担割合(3割)
短期小多機能 サービス提供 体制強化加算II	216円	22円	44円	65円

※ ④に同じ。短期利用の場合の為1日に付き加算されます。

ア、イ及びウについては上記料金に介護職員処遇改善加算等が必要となります。

エ 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 食事の提供（食事代）

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食400円 昼食600円 おやつ200円 夕食650円

② 宿泊に要する費用

ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊：3,500円

③ 保健衛生材料費

キズテープやガーゼ等傷の保護等に使用した場合その実費分をいただきます。

④ レクリエーション等

ご利用者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。特別なレクリエーションの場合実費をいただきます。

⑤ 洗濯・クリーニング代

ご利用者の希望により、洗濯やクリーニングを利用した場合事業所内での洗濯では200円、その他においてはかかった費用をいただきます。

(3) 料金の支払い時期と支払方法

当事業所よりご利用者宛に、当月の利用料等の合計金額の請求書に明細書を付して翌月中旬頃までに送付いたします。翌月末日までに、口座振替もしくは振込送金の方法でお支払ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

ア 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者の日々の状態、希望等に応じ、適時適切に適切なサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

イ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

ウ 3.(2)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。

※ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の利用状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご提案して相談させていただきます。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。

計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

4. プライバシー（個人情報）の保護

当事業所がサービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などのご利用者へのサービスの提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにいたします。サービスの提供に関わって、ご利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめご利用者に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

5. 事故・緊急時の対応方法

当事業所の職員は、サービスの実施中に、ご利用者の病状に急変、交通事故その他緊急事態が生じたときは、速やかに消防や警察、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告等の対応を行い対処いたします。

6. 身体拘束について

当事業所の職員は、サービスの実施にあたり、原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととします。ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、ご利用者及びご家族に説明し、同意を得るとともに、その状態及び時間、その際のご利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録、保存いたします。

7. サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所が提供するサービスについて、ご相談や苦情などございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- 苦情受付窓口 担当者 富永 友子
- 受付時間 原則として月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
- 電話番号 077-582-4705

また、苦情受付ボックスを地域交流室に設置しております。

当事業所以外でも、ご相談や苦情などについては次ページに窓口がございます。

苦情受付窓口

機関名	電話番号
守山市地域包括支援センター	077-581-0330
守山市介護保険課	077-582-1127
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、次のとおり運営推進会議を設置しています。

(運営推進会議)

構 成：ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。

開 催：概ね2ヶ月に1回開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	
2 なし		

10. 協力医療機関・施設

当事業所では、各ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携を図っております。

守山市民病院	守山市守山四丁目14番1号	TEL 582-5151
柴田クリニック	守山市播磨田町3016-7	TEL 582-6207

11. 非常火災時の対応

非常火災時には別途定める消防計画に則って対応を行います。

また、避難訓練を定期的に行います。

防災管理者： 兼高 泰志

(消防用設備)

- ・自動火災報知機
- ・非常用照明
- ・ホームスプリンクラー
- ・非常通報装置
- ・消火器

12. サービス利用にあたっての留意事項

面会	・面会者は面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出でください。 ・面会時間 10時～19時
喫煙・飲酒	・原則として事業所内においては禁煙・禁酒といたします。
設備や器具	・設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
迷惑行為等	・他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
所持金品	・高額な所持金品の持参はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	・他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
持ち込み禁止品	・原則食べ物の持ち込みは禁止といたします。
ペットについて	・原則として、事業所にお連れいただくのは禁止といたします。

13. 解約

- (1) ご利用者は当事業所に対し、契約書に添付した「解約の通知」を解約する日までに事業所に届け出でいただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。
- (2) 当事業所は、事業の休止や事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して契約1ヶ月前までに理由を示した文章でお知らせすることにより、契約を解約することができます。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、ご利用者が続けて、滞りなく介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

14. 契約の終了

次の場合には、自動的に契約は終了します。

- ① ご利用者が医療機関へ入院した場合
- ② ご利用者が介護保険施設に入所した場合
　　介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援を行います。
- ③ ご利用者が要介護状態でなくなった場合
　　地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います。
- ④ ご利用者がお亡くなりになった場合

15. 損害賠償

ご利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、ご利用者に賠償いたします。

重要事項説明日 令和 年 月 日

当事業所のサービス内容について本書面にもとづいて重要な事項を説明し、本書面を2部作成し弊社に1部を保存し、1部をご本人へ交付いたしました。

(事業所名) 所在地 滋賀県守山市播磨田町3058番地

名称 おうみの里ほたる

(説明者)

氏名

私は本書面により事業者より重要な事項の説明を受け内容に同意し交付を受けました。

(ご本人) 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

(続柄)

(成年後見人) 住所

氏名